

正しく理解。いざ!という時に **はじめての介護**

～ 介護サービスを利用するには、どうしたらいいの? どこに行けばいいの?

… 介護保険のサービス利用について、ご説明します～



65歳になったときに「介護保険証」が送られてきたけど、介護保険サービスは使ったことがないの。保険料は年金から支払ってるんだけどね。それが最近、玄関先でつまづいて、足を骨折しちゃったの。今までは自分でできていた身の回りのことが、何もできなくて…
介護サービスの利用はどうすればいいの?

市役所の高年介護課(別館①番窓口)で、まずはご相談ください。お近くの「在宅介護支援センター」(表1)でも、相談や申請代行は可能です。

注意) 介護申請は必要となったときに行ってください。



相談ってどんな相談がされるの? サービスはすぐ受けられるのかしら?

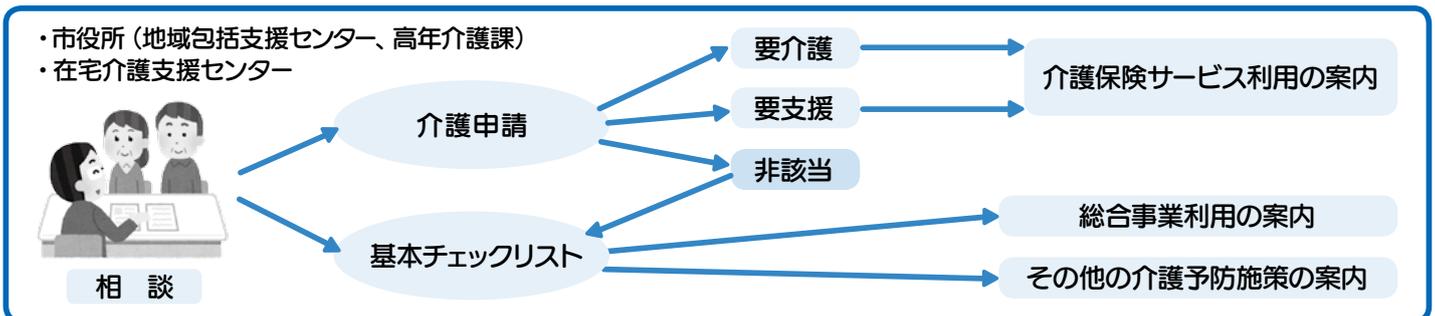
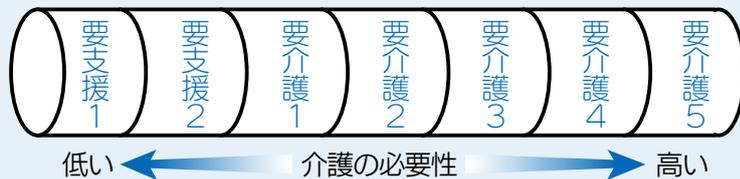
まず相談窓口で、心身の状況などをお伺いします。状態が比較的軽度な方で必要なサービスが訪問介護(※①)や通所介護(※②)に限られる方は、基本チェックリストにより、総合事業(※③)の対象者と判断がされますと、介護認定を行わないサービス利用の案内をさせていただきます。介護認定を行う必要のある方は介護申請の案内をさせていただきます。その後、認定調査員が自宅などを訪問します。介護認定は申請後約1カ月の期間を要し、介護の区分が決定されます。

(※①) 訪問介護…ヘルパーが自宅を訪問し、身体介護など生活をサポートします。
(※②) 通所介護…日帰りで施設に通い、食事や入浴などのサービスを受けます。
(※③) 総合事業…プラン検討会議を通じて、利用者の方ができないことをできるようになる事を目的に、訪問介護や通所介護において支援を行います。*ご不明点は地域包括支援課までお問い合わせください。



心身の状態によって、案内も違ってくるのね。ところで、介護の区分ってどんなもの?

心身の状態に基づき、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」に区分されます。区分の段階により、受けられるサービスや利用できる限度の額が異なります。介護認定は病気などの重さで計るものではなく、どれだけ介護の必要性があるかで区分の判断がされます。



【申請後の流れ】 申請書受理 → 認定調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態について調査。また、ご本人の主治医に市から意見書の提出を依頼 → 主治医から市に意見書の提出 → 認定審査会にて介護認定の区分等が決定 (ここまで約1カ月)

保険のサービス利用について

POINT

- ★まずは自身の健康を維持し、いつまでも元気である努力を。
- ★介護保険制度は皆様の大切な保険料で賄っています。

介護保険の認定申請、サービスのご利用は必要となった時に必要なサービスを！



区分の基準はどれだけ介護が必要かどうかなのね。認定の結果が出て、その後は？

介護認定がされると、「認定結果通知」「介護保険証」「介護保険負担割合証」が送付されます。要介護（1～5）の方は居宅介護支援事業所（※④）を選び、ケアマネジャー（※⑤）と相談の上、心身の状態に合った介護ケアプラン（※⑥）を作成してもらいます。その後にサービス提供をされる事業所と契約し、いよいよケアプランに添ったサービスが利用できます。



要支援（1・2）となられた方は、市役所の地域包括支援センター（別館②番窓口）に連絡してください。地域包括支援センターと相談の上介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスを利用いただけます。

- （※④）居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）… ケアマネジャーを配置している事業所です。居宅介護支援事業所がご不明な場合は高年介護課にお問い合わせください。
- （※⑤）ケアマネジャー… 利用者、家族の相談に応じ、適正な介護サービスを利用できるように支援する専門職です。本人や家族と相談の上ケアプランを作成し介護サービス事業所等に連絡・調整を行います。
- （※⑥）ケアプラン… サービス利用計画書のこと。この計画に基づき介護サービス事業所が介護のサービスを提供します。



流れは大体わかったよ。じゃあ最後に、サービスを受ける時の負担は？

利用者負担額は、サービスにかかった費用の1割もしくは2割をサービス提供事業所に支払います。残りの9割、8割は皆さんからいただいた保険料等で賄っています。

注意) 保険料の未納のある方は3割負担や一旦10割負担となる場合があります。



ちょっと待って その申請!!

- ▲ いざ、という時に介護認定を持っていた方が安心だから…
- ▲ 介護サービスは使うつもりはないのだけど、知人や友人に勧められたから…
- ▲ 元気で介護サービス利用もしていないけど、介護認定の更新の知らせが届いたから…

介護サービスの必要のない方が申請されることで、本来サービスが必要な方の判定期間に影響が出ます。また、認定には費用（約12,000円/1人）がかかります。ご理解とご協力をお願いいたします。

★早急にサービスが必要な方は、申請後ケアマネジャーと相談の上、認定結果を待たずにサービスを受けることも可能です。

（表1）在宅介護支援センター～身近な高齢者の総合相談窓口～

名称	所在地	電話番号
在宅介護支援センターあったか村	恵我之荘 3-4-27	072-936-1567
アンジュ在宅介護支援センター	野 371	072-936-1212
在宅介護支援センター河原城苑	河原城 927	072-938-3999
四天王寺悲田院在宅介護支援センター	学園前 6-1-1	072-957-3731
在宅介護支援センター悠々亭	樫山 100-1	072-953-1003
在宅介護支援センターまほろば	誉田 3-15-6	072-956-2287
在宅介護支援センター羽曳野	古市 2271-114	072-958-9951

介護サービスを
利用する予定が
ない方やお元気な方は、
介護サービスが必要となった時
に申請を!!



介護保険
サービスの
受付・相談先

個別のケースにより今回のご紹介事例と異なる場合もございます。ご不明な点は下記までご連絡ください。

●高年介護課 ☎ 072-958-1111 内線 1394・1361 / FAX 072-950-2536

●地域包括支援課（地域包括支援センター） ☎ 072-947-3822 / FAX 072-950-1030